

監査告示第16号

令和3年7月6日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

平成30年度包括外部監査の結果に関する措置について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

記

平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

指摘事項等	担当局部課名	措置
第4部 指摘及び意見 6. 固定資産管理について (2) 指摘及び意見 7) 固定資産台帳の登録について (指摘) 固定資産台帳において、取得単価が会計規程に定める10万円を下回る器械及び備品の登録が存在した。規程に沿った運用を行う必要がある。 ただし10万円未満であっても重要であると判断すれば「有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの」として必要な承認を経た上で登録すべ	市立病院 事務局 経営管理課	固定資産台帳において、実地照合時に判明した10万円未満の医療機器等については、令和3年1～2月に調査し、令和2年度中に、除却処理済みである。

きである。	(P113)		
-------	--------	--	--